

I 組織の設立、事業計画の作成

多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

1 対象地域の設定

- 組織作りは、対象地域を設定することから始めます。地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。
- 対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討してください。

※活動組織の広域化

活動の対象となる区域が旧市区町村等の広域に及ぶ場合には、広域活動組織を設立することができます。広域な範囲で組織を設立することで、事務負担の軽減や運営体制の強化が期待できます。

活動組織の広域化に関しては、「活動組織の広域化推進の手引き」を参照してください。また、広域活動組織を設立して活動を実施する場合は、「多面的機能支払交付金の活動の手引き（広域活動組織用）」を参照してください。

京都府では広域協定の対象とする区域が50ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上（ただし、中山間地域等の条件不利地域を含んでいない場合は、100ha以上）の規模を有していることが条件になります。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
ため池や堰などの水系単位で保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で保全活動を行う体制

2 構成員の取りまとめ

- 活動組織の構成員は、農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者で構成します。
- 団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加してください。

農地維持支払交付金

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

資源向上支払交付金

○共同活動

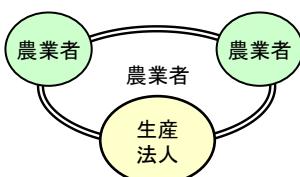
農業者及びその他の者 (地域住民、団体など) で構成される活動組織
※非農業者の参加が必要です。

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

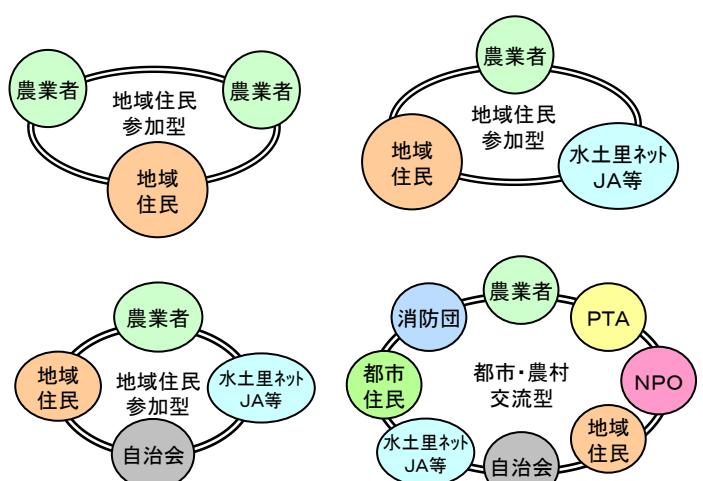
農地維持支払交付金と同様の活動組織

活動組織の構成例

① 農業者のみで構成



② 農業者及びその他の者で構成



3 規約(案)の作成

- 活動組織は、次に掲げる要件を満たす必要があります。
 - 代表者が定められていること
 - 活動組織の意思決定方法、会計の処理方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約を定めること

(別記6-1)

別記6-1は、規約の記載例です。
必要に応じて追記等してください。

○○地域資源保全会 規約

第1章 総則

総会で本規約が制定された日付を記入します。

○○年○月○日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、○○地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を○○県○○市○○△△に置く。

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、○○市○○に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議してください。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

- 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
- 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(続き)

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるものほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。

二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。

三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。

四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。

五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。

六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

実施する活動内容に応じて選択して記載します。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択してください。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(続き)

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならぬ。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
- 三 その他の収入

交付を受ける交付金の内容に
応じて記載します。

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全(作業前の危険箇所の確認・共有など)について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(続き)

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確實に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第21条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

資源向上活動により、施設の更新又は新たに設置を行う場合は、以下の**第22条の規定を追加してください。**

(財産の管理)

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第22条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第23条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積り集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決してください。

(規約の変更)

第24条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雜則

(細則)

第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

(続き)

- ・住所欄を削除しました。
- ・「活動支援班」の班員欄を作成しました。

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得てください。

(規約別紙)

○年○月○日

農林水産環境保全団体構成員一覧

以下3. の構成員は、農林水産環境保全団体へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員
代表	環境 花子		

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員
副代表	多面 花子	○○集落	○
書記	多面 次郎	○○自治会	○
会計	○○ ○○		
監査役	○○ ○○		

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
1. 農業者個人	○○ ○○		
2. 農事組合法人	○○ ○○		

この線より上に行を挿入してください。

(2) 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員
5. 農業者以外個人	○○ ○○		

この線より上に行を挿入してください。

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
6. 自治会	会長 ○○ ○○	○○自治会	
8. 子供会	会長 ○○ ○○	○○子供会	

この線より上に行を挿入してください。

「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

「活動支援班」を設置している場合、活動支援班のメンバーになっている構成員の「活動支援班員」欄に「○」を記入します。

「備考」欄には、所属する集落や団体名を記載します。

役員が団体に所属する場合は、「備考」欄に(3)と同じ団体名を記載します。

「分類」欄には下図の分類番号リストから番号と分類名を記載します（手書きの場合は、分類名は省略が可能です）。

農業者				農業者以外									
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	當農組合	その他農業者団体	農業者以外個人	農業会	自治会	女性会	子供会	土地改良区	学校・児童	老人	その他の農業者以外団体	

団体の場合、「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。

4 事業計画(案)の作成

- 事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画書（様式第1－2号）を作成します。

(様式第1－1号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

○○市長 殿

本様式に上記様式(様式第1－2号)を添付し提出してください。

農林水産省様式

令和7年4月1日

様式第1－1号、1－2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

○○地域資源保全会

多面 太郎

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

のことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）
 - ※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。
 - ※に該当するため、書類の添付を省略する。

(様式第1-2号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

多面的機能発揮促進事業に関する計画

様式第1-1号、1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。
これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

○○地域資源保全会

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るために、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

活動内容を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
<input type="radio"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。）（農地維持支払交付金）
<input type="radio"/>	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。）（資源向上支払交付金）
2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

活動内容に合わせて「○」を記入してください。

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「（1）農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「（2）資源向上支払（共同）」及び「（3）資源向上支払（長寿命化）」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「（別添2）構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「（別紙）構成員一覧」に代えることもできる。

5 活動計画(案)の作成

- 多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づいて実施します。
- 活動計画書（様式第1－3号）は、京都府が策定する「要綱基本方針」（※）に基づいて作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは

国が示す活動指針を基礎として京都府が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

様式の経過措置等について（令和7年度改正の実施要領附則3）

令和6年度までに事業計画の認定を受けた活動組織は、従来の活動計画書等の様式をそのまま使ってもかまいません。

（様式第1－3号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

(ふりがな)	(まるまるちいきしげんほせんかい)
組織名	○○地域資源保全会
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	○○県△△市○町○-○-○

I. 地区の概要（共通）

「I.地区の概要（共通）」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式です。

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙1
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

1. 活動期間

- 活動期間は、原則、5年間です。
- 資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払（共同）	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払（長寿命化）	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

計画変更を行った場合は
変更した年度を記入してください。

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないでください。

2. 実施区域内の農用地、施設

- 「実施区域内の農用地、施設」とは、事業計画に位置付けて活動を実施する農用地（認定農用地（※））及び水路等の施設のことです。
- ※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地
対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地
- 管理者が定められた施設（例えば市町村道等）は、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置付けてよいかどうかは市町村に確認してください。

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面積※1	計				うち解消する遊休農地面積	年当たり交付金額上限
	田	畑	草地	採草放牧地		
多面支払	4,600a	900a	a		5,500 a	25 a
中山間直払	a	a	a	a	a	a
取組環境面積直払※2						

・遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。
・遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。

農用地面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細は市町村に確認してください。

農業用施設 (多面支払)	水路		農道	ため池
	うち、排水路	8.2 km		
うち、資源向上支払（長寿命化）の対象施設	0.3 km	0.3 km	1.5 km	1箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

※ 注 「みどり加算」の計画面積を含みます。

ただし、現在の認定農用地の範囲内で「みどり加算」の取組面積を拡大するのではなく、認定農用地を現在の範囲より拡大することによって「みどり加算」の取組面積を拡大する計画の場合は、当初の認定申請時には拡大分を認定農用地面積に含めず、認定農用地を拡大する年度に、他の対象農用地等とともに面積を変更し、変更の認定申請を提出してください。

・認定農用地の区域内において、保全管理を行う施設の数量を記入してください。
・下段欄には、上段の内数として資源向上活動（長寿命化）を実施する施設の数量を記入してください。
※ 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）を活用して資源向上活動（長寿命化）を行う場合も同欄に記入してください。

・本交付金の活動で保全管理されている地域の防災・減災に資する排水路を把握するため、水路のうち排水機能を有する水路（反復利用等が行われる用排兼用水路を含む）の数量を記入してください。

3. 実施区域位置図

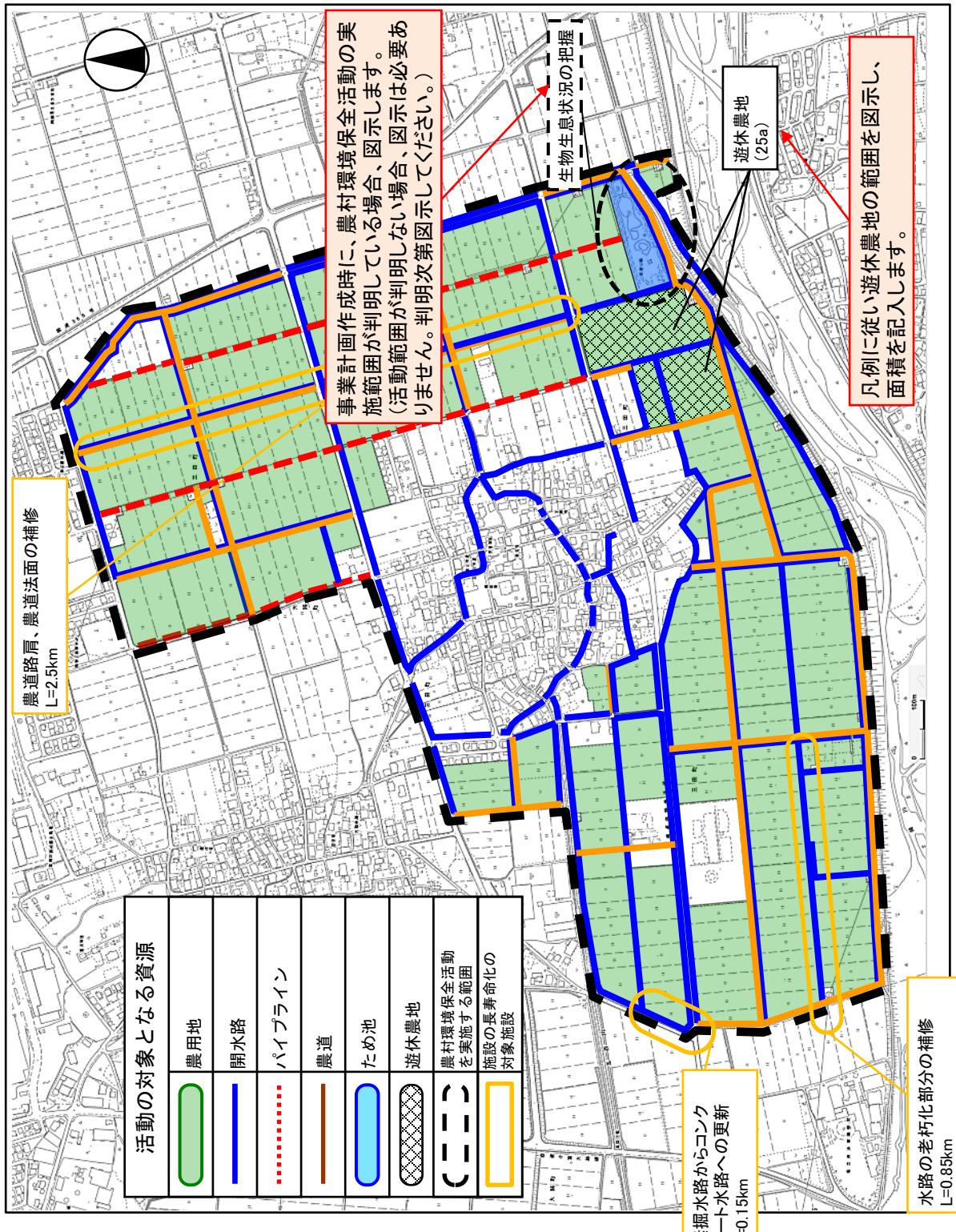
- 活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用用排水路、農道等の施設を図示します。
- I の2. 「実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置付けられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。

(別添1)
実施区域位置図
 1号事業 (多面支払)

・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
 要はありません
 ・図面は複数枚になつても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをしてください。

組織名称 :

○○地域資源保全会



【令和6年次会計実地検査関係指導】

① 活動の対象となる農用地の確認

会計実地検査において、活動組織の対象農用地に交付金算定の対象とならない土地が含まれていることや地目の判断が適切ではないことが判明し、交付金の返還に至るケースが確認されています。

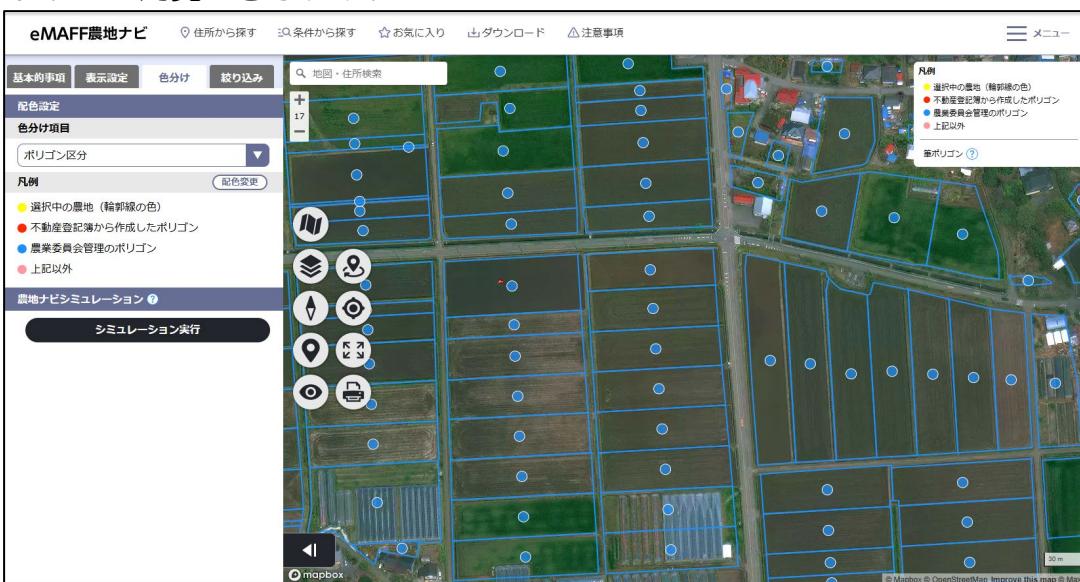
そのため、対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が適切でない状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定を適切に実施してください。

また、対象農用地に農業関連施設等が存在するなど、農用地の判断に迷う場合等は、市町村に確認してください。

衛星写真閲覧サービスの一例

eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)

農業委員会等（農業委員会が置かれていない市町村を含む。）が備えている農地台帳と農地に関する地図について、農地法により公開するとされた一部の情報をインターネット上で閲覧できるサイト



※農地台帳上の地番及び地目・面積等各種分類の表示も可能

※衛星写真の撮影時期は公開されていないので注意

※使用料等が発生する場合には、交付金の活用が可能

② 管理者が定められた施設の保全管理

法令等に基づいて管理者が定められた施設（例えば、道路法第十六条に基づき市町村が管理する市町村道）の一部（法面等）を、慣行として活動組織が水路等の施設と一緒に管理している場合は、共同活動の対象とすることを可能（資源向上支払（長寿命化）は除く。）としています。

この場合は、原則として施設管理者との覚書や協議記録簿等の書面により管理区分等を明確にしてください。

4. 組織構成員一覽

- 別添2「構成員一覧」を作成します。なお、多面的機能支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができます。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

- ・認定農用地の区域内における中山間地域等直接支払交付金の協定面積を把握します。
 - ・重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)

100 a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を在てることとする

重複箇所においても、活動計画書に位置付けた農地維持活動の実施に当たっては、農地維持支払交付金により行います。

また、資源向上支払(共同)に取り組む場合、中山間地域等直接支払の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施します。

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

II. 1号事業(多面的機能支払)

1. 交付金額

- 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。
- 交付単価は、取組状況や地域に応じて異なります。詳細は、市町村に確認してください。
- 加算措置については、「4. 加算措置」の項目で整理します。

多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

(別紙1)

II. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,600 a	3,000 円/10a	1,380,000円
畑	900 a	2,000 円/10a	180,000円
草地	a	250 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		1,560,000円

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,575 a	1,800 円/10a	823,500円
畑	925 a	1,080 円/10a	99,900円
草地	a	180 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		923,400円

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	4,575a	4,400 円/10a	2,013,000円
畑	925a	2,000 円/10a	185,000円
草地	a	400 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	5,500a		2,198,000円

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

・交付単価の欄には、基礎単価が表示されています。
 ・交付単価は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、該当する条件を選択すると、自動で計算されます。手書きの場合は、次ページに示す方法で算出してください。)

・複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入してください。

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
 ②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む
- | | |
|--------------------|---------------------|
| ①のみ該当
(修正なし) | ②のみ該当
(単価×0.625) |
| ①②に該当
(単価×0.75) | 該当なし
(単価×5/6) |

※「特定事業実施者」(令和6年度に環境保全型農業直営支払交付金を受けていた農業者団体等)が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は○ ⇒

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒

集落数×200万円 ⇒ 6,000,000円

広域活動組織の規模を満たさない場合、長寿命化の交付上限は、「対象農用地面積×交付単価の合計額」と「保全管理する区域内に存在する集落数×200万円」の小さい方の額となります。

交付額の算定方法 ①基礎単価

【交付単価】

単位:円/10a

地目	農地維持支払交付金 ①	資源向上支払交付金(共同)				資源向上支払交付金 (長寿命化) ⑦ =⑥*5/6	
		②	③ =②*5/6	④ =②*0.75	⑤ =②*0.75*5/6	⑥	
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑※1	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地※2	250	240	200	180	150	400	333

- ①:事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ②～⑤:資源向上支払交付金(共同)は、①の農地維持支払交付金と併せて取り組むことが基本となります。
- ③:多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ④:農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤:資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑦:直営施工を実施しない活動組織は、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。ただし、令和6年度に広域化要件(※3)を満たす活動組織は、直営施工をしない場合であっても、同年度を含む当該活動期間中に限り⑥の単価とする。

※1 畑には樹園地を含みます。 ※2 草地は、牧草専用地及び採草放牧地を指します。

※3 京都府では広域協定の対象とする区域が50ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上(ただし、中山間地域等の条件不利地域を含んでいない場合は、100ha以上)

【交付額の算出方法】

- (1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a、畑:4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:5,000a × 3,000 円/10a = 1,500,000 円

畑:4,999a × 2,000 円/10a = 999,800 円

計:2,499,800 円

- (2)資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。

a. 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額

b. 保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

(算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)(畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

○ 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出

a. 15,000a × 1,666 円/10a = 2,499,000 円

b. 1集落 × 2,000,000 円 = 2,000,000 円

の小さい額である2,000,000 円を年交付金額の上限とする。

2. 組織の広域化・体制強化の計画

- 広域活動組織の設立、活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）、**広域活動組織における活動支援班の設置【R7拡充】**を行う場合は、実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	活動支援班の設立
実施予定年度	令和 <input type="text"/> 年度	令和 <input type="text"/> 年度	令和 <input type="text"/> 9 年度

※「特定非営利活動法人」とは、官憲法人とは別に多面的活動に賜与する法人のことです。

加算措置「広域化・体制強化に対する支援」又は「(活動支援班加算)」を活用する場合は、「4. 加算措置」の様式に整理します。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入してください。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 3 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 <input type="text"/> 10 a	資源向上支払 (共同) <input type="text"/> 10 a	資源向上支払 (長寿命化) <input type="text"/> 10 a
----------------------------------	--	--

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域(対象農用地)内に、京都府要綱基本方針に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地(※)が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。(令和元年度より資源向上支払交付金も対象)

(※)京都府要綱基本方針に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- 生産緑地法に基づく生産緑地
- 府及び各市町村との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地又は保全を図る必要のある農用地
- 農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地であって、多面的機能発揮の観点から、一体的な取組が必要と認められる農地

3. 活動の計画 (1) 農地維持支払

- 農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。
- 「1 点検」及び「4~15 各実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目を毎年度実施する必要があります。ただし、「実践活動」の一部の活動項目については、点検結果に基づき、必要と判断したものについて実施します。

「点検」及び「実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目に「○」を記入してください。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○を

活動区分	活動項目	計画
点検・ 計画策定	1 点検	<input checked="" type="checkbox"/>
	2 年度活動計画の策定	<input checked="" type="checkbox"/>
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上
実 践 活 動	4 遊休農地発生防止のための保全管理	<input checked="" type="checkbox"/>
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	<input checked="" type="checkbox"/>
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて
	7 水路の草刈り	<input checked="" type="checkbox"/>
	8 水路の泥上げ	<input checked="" type="checkbox"/>
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて
	10 農道の草刈り	<input checked="" type="checkbox"/>
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて
	12 路面の維持	点検結果に応じて
	13 ため池の草刈り	<input checked="" type="checkbox"/>
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて
	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		※必ず選択してください。

「3 研修」は全ての対象組織で、
 -事務・組織運営等に関する研修
 -機械の安全使用に関する研修
 の両方を、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

計画最終年度にあたる組織は受講漏れのないよう注意してください。

これまで実施予定月を記入する様式でしたが、実施有無のみを記入する様式に変更しました。

・実施するものに「○」を記入してください。
 (次ページ以降も同様)

地域資源保全管理構想の策定に向けて、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」を毎年度実施する必要があります。

具体的な内容は、次ページのとおりです。

・必須項目等には記入欄横に注意書きを表示しています。パソコンで入力する場合、記入状況に応じて注意書きが消えるよう設定しています。
 (次ページ以降も同様)

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」
 「9 水路附帯施設の保守管理」
 「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る
 対象施設がない場合は「対象施設なし」又は「-」と記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・ 担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。
- ・ 目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）
- ・ それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るために、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想（※）」を取りまとめる必要があります。
- ・ ただし、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画において、別記1～4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

※「地域資源保全管理構想」とは

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想として取りまとめるものです。（詳細は、93ページ以降）



地域資源保全管理構想の策定に向けた「地域資源の適切な保全活動のための推進活動」について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「〇」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | <input type="checkbox"/> ⑥その他 |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑥から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業 | <input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保全管理 |
| <input type="checkbox"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業 | <input type="checkbox"/> ⑤その他 |
| <input type="checkbox"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 | |

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化 | <input type="checkbox"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築 |
| <input type="checkbox"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力 | <input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動 |
| <input type="checkbox"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | <input type="checkbox"/> ⑦その他 |
| <input type="checkbox"/> ④新たな保全管理の担い手の確保 | |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催 | <input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| <input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 | <input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催 |
| <input type="checkbox"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等 | <input type="checkbox"/> 23. その他 |
| <input type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 | |

4)に示す17～23が「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の活動内容です。農地維持支払の交付を受ける場合、必ず毎年度実施する必要があります。

番号は、101ページ以降に示す活動項目番号表の一連の番号になっています。

3. 活動の計画（2）資源向上支払（共同）

- 地域資源の質的向上を図る共同活動は、「1) 施設の軽微な補修」、「2) 農村環境保全活動」、「3) 多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

1) 施設の軽微な補修

- 「計画策定・機能診断」、「研修」、「実践活動」で構成されます。機能診断及び実践活動は、活動計画書に位置付けた施設に該当する全ての項目を毎年度実施する必要があります。
- ただし、実践活動については、機能診断の結果に基づき、必要と判断したものについて実施します。

2) 農村環境保全活動

- 活動指針に定められたテーマ（※）を1つ以上選択し、テーマに該当する計画策定及び実践活動を毎年度実施する必要があります。

※農村環境保全活動のテーマ

「生態系保全」、「水質保全」、「景観形成・環境生活保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」、「資源循環」

（2）資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

※毎年度実施するものに○を記入してください

活動区分	活動項目	計画
施設の軽微な補修	24 農用地の機能診断	<input type="radio"/>
	25 水路の機能診断	<input type="radio"/>
	26 農道の機能診断	<input type="radio"/>
	27 ため池の機能診断	<input type="radio"/>
	28 年度活動計画の策定	<input type="radio"/>
実践活動	29 機能診断・補修技術等に関する研修	<input type="radio"/>
	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
	31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
	32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
	33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
農村環境保全活動	34 生物多様性保全計画の策定	<input type="radio"/>
	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	<input type="radio"/>
	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
	38 資源循環計画の策定	
実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	<input type="radio"/>
	45 植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）	<input type="radio"/>
啓発・普及	51 啓発・普及活動	<input type="radio"/>

・「機能診断」及び「実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目に「○」を記入してください。
・「計画策定・機能診断」、「実践活動」は毎年度実施する必要があります。ただし、実践活動については、機能診断結果に基づいて実施します。

「24～27 機能診断」は、活動計画書に位置付けた全ての施設の劣化状況等を早期に発見できるよう、施設等の状況確認を毎年度実施する必要があります。

「29 研修」は、活動期間内に1回以上実施する必要があります。計画最終年度にあたる組織は受講漏れのないよう注意してください。

・一つ以上のテーマについて、該当する「計画策定」欄と「実践活動」欄を記入してください。
・「実践活動」欄については、101ページの活動項目番号表から実施する「活動項目番号」及び「活動項目」を記入してください。（パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。）
・計画策定、実践活動共に毎年度実施する必要があります。

・資源向上支払（共同）に取り組む場合、毎年度実施する必要があります。
・「51 啓発・普及活動」は、広報活動、啓発活動に関する活動、地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動が該当します。

3. 活動の計画（2）資源向上支払（共同）（続き）

3) 多面的機能の増進を図る活動

- 取組は任意です。取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意） ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	○
	53 烏鵲被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	○
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	○
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
この線より上に行を挿入してください。		
60 広報活動・農村関係人口の拡大		○

毎年度実施するものに「○」を記入してください。

「58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施」「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」が追加となりました。

下の太枠内も記入してください。

「56 農村環境保全の幅広い展開」「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合は、様式下の太枠内にも記入してください。

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

- 「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合、毎年度実施する必要があります。
- ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域に該当する場合は、実施を必ずしも求めるものではありません。
- 「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は、活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口拡大のため、パンフレット等の作成・頒布、看板の設置、ホームページの開設・更新等の活動が該当します。
- 名称を「広報活動・農村関係人口の拡大」から「広報活動・農村関係人口の拡大」に変更しました。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

- ①農村環境保全活動を1テーマ追加
- ②「高度な保全活動の実施」

- ・・・追加する農村環境保全活動
- ・・・高度な保全活動の活動項目

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し	20 a
冬期湛水	300 a
夏期湛水	0 a
中干し延期	15 a
江の設置（作溝実施）	0 a
江の設置（作溝未実施）	0 a

「56 農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合、①、②のいずれかを選択の上、該当する活動を記入してください。

- ①の場合、「追加する農村環境保全活動」には、追加で実施するテーマを記入してください。
- ②の場合、要領別記1-2の第4の4を参照し、実施する活動を記入してください。
(パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。)

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

「多面的機能の増進を図る活動」においては、取組面積に関する要件はありませんが、実施状況を把握するため、計画面積を入力してください。

3. 活動の計画 (3)資源向上支払(長寿命化)

- ・施設の長寿命化のための活動は、機能診断の結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。
 - ・工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合、京都府要綱基本方針に基づき、「長寿命化整備計画書」（様式第1－4号）（P46）を作成します。
 - ・長寿命化にかかる工事1件に関する詳細はP47～P48をご参照ください。

※ 農地維持支払又は資源向上支払（共同）の交付金を活用して行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動（共同）を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払（共同）の交付金を活用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意してください。

- 活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
 - 費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。
※施設単位について 「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします

☆直営施工の実施方針について



全部直営施工又は
一部直営施工を実施する



直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく）

・活動計画書に位置付けた農用地及び施設について、機能診断の結果に基づき、5年間の活動期間で計画的に実施する活動を記入してください

- ・101ページの活動項目番号表から、実施する「活動項目番号」及び「活動項目」を記入してください。(パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。)

- ・対象施設ごとの施設単位を統一しました。「水路」、「農道」でゲート等を「1箇所」施工する場合は「0.01km」と記入してください。

なお、既に認定を受けている事業計画書（活動計画書）について、これに係る変更の届出は不要です。

施設数量は、「実施区域内の農用地、施設」の値の内数です。数字は小数点以下2桁まで記入してください。

排水路には、水路のうち排水機能を有する水路(反復利用等が行われる用排兼用水路を含む)の数量を記入してください。

- ・直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。該当するものに「○」を記入してください。

4. 加算措置

- ・資源向上支払（共同）を実施する活動組織において、加算措置を受けようとする場合は、活動計画書の「4. 加算措置」を記入します。

一部加算措置の廃止について【R6変更】

令和6年度、加算措置のうち「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の広域化・体制強化への支援」が廃止されました。

なお、令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

一部加算措置の追加について【R7拡充】

令和7年度、加算措置のうち「環境負荷低減の取組への支援」（通称：みどり加算）及び「組織の体制強化に対する支援」（通称：活動支援班加算）を創設しました。

詳しくは、39～42ページを参照してください。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項

・わかりやすさのため、加算措置の一覧を設けました。
・「環境負荷低減の取組への支援」、「組織の体制強化に対する支援」が追加となりました。

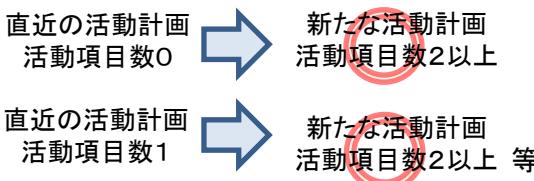
加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	<input type="radio"/> → (37ページへ)
農村協働力の深化に向けた活動への支援	<input type="radio"/> → (2) へ
水田の貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	<input type="radio"/> → (38ページへ)
環境負荷低減の取組への支援	<input type="radio"/> → 別葉（6）へ
組織の体制強化に対する支援	<input type="radio"/> → (39ページへ)
組織の広域化・体制強化に対する支援	<input type="radio"/> → (42ページへ)

4. 加算措置 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(通称:増進加算)【R1拡充】

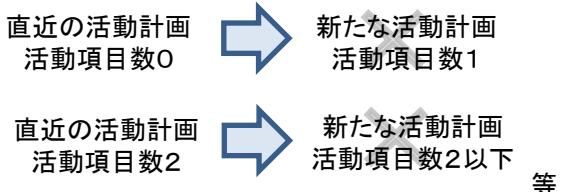
- 組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。
- 新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の活動項目が必要です。

加算対象となる例

【加算対象となる例】



【加算対象とならない例】



(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記入してください。

★適用条件

活動を継続する組織 … (本事業計画の活動項目数) > (前年度又は変更前の活動項目数)

新規の組織 … 本事業計画の活動項目数 2つ以上

多面的機能の増進を図る活動の活動項目

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用	○	○
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	○	
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	○	
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

1. 活動を継続する組織のみ記入

活動計画書の「3. 活動の計画」
(2)2)多面的機能の増進を図る活動において、選択した取組に「○」を記入してください。
(パソコンで入力する場合は、自動で記入されます。)

活動を継続中の組織は、前年度又は変更前の取組に「○」を記入してください。

・加算を受ける対象農用地面積を記入してください。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向上支払(共同)」で記入した面積が、自動で記入されます。必要に応じて修正してください。)
・対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※対象農用地面積とは、交付される農用地の面積のことですり捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払(共同)の交付に該当する場合は、本加算措置に減額されます。

・交付単価(加算単価)の欄には、基礎単価が表示されています。
・交付単価(加算単価)は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向上支払(共同)」で記入した条件に応じて、自動で計算されます。手書きの場合は、43ページに示す方法で算出してください。)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,575a	300 円/10a	137,250円
畠	925a	180 円/10a	16,650円
草地	a	30 円/10a	円
合計	5,500a		153,900円

4. 加算措置 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

(通称:田んぼダム加算)【R3拡充】

- 「田んぼダム」(※)に以下の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

<加算措置の要件>

事業計画最終年度までに、資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと。

※ 「田んぼダム」とは

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組のことです。

流出を抑制する落水量調整装置の例



a 田んぼダム実施
b 田んぼダム未実施

(5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

★適用条件

- 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動を行っていること。
 - 広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動を行っていること。
- (実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。)

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 7 年度	令和 11 年度

※最終年度は、資源向上(共同)の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等	
	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。	資源向上支払(共同) 対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和 8 年度	資源向上支払(共同) 対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。	
令和 9 年度	資源向上支払(共同) 対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。	
令和 10 年度	資源向上支払(共同) 対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。	
令和 11 年度	資源向上支払(共同) 対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。	

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	10,000a	6,000a	300 円/10a	300,000円	60%

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	実施面積の割合		備考
		うち、実施面積	割合	
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」とおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

市町村が策定する「水田貯留機能強化計画」に基づいて記載してください。

田んぼダム加算に取り組む初年度から、活動組織の対象農用地面積のうち、田面積全体が加算対象面積となります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向上支払(共同)」で記入した面積が、自動で記入されます。)

対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

・交付単価(加算単価)の欄には、基礎単価が表示されています。

・交付単価(加算単価)は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向上支払(共同)」で記入した条件に応じて、自動で計算されます。手書きの場合は、43ページに示す方法で算出してください。)

田んぼダム加算に取り組む場合、

活動計画書の「3. 活動の計画 (2)1 農村環境保全活動」のうち、「水田貯留機能増進・地下水かん養」

又は

活動計画書の「3. 活動の計画 (2)2 多面的機能の増進を図る活動」のうち、「防災・減災力の強化」

のいずれかを選択し、当該活動項目の中で田んぼダムに取り組んでください。

4. 加算措置 環境負荷低減の取組への支援(通称:みどり加算)【R7拡充】

- ・ 化学肥料及び化学合成農薬の使用を「京都府における農作物栽培に係る慣行レベル」（通称：「慣行レベル」）から5割以上低減する取組と合わせて行う対象取組（※1）について、取組面積（※2）に対し、交付します。

＜加算措置の要件＞

- ① 対象取組について、各取組の要件（次ページ）を満たすこと（毎年度実施）。
 - ② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する取組と組み合わせて行うこと（毎年度実施）。
 - ③ 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

※ 1 対象取組

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、
中干し延期、江の設置等

※2 取組面積

交付対象面積は、取組を実施する面積（畦畔及び法面面積を含めない）です。

- 同一会場で複数の取組を実施した場合も、受けられる加算は1つの取組分のみです。

(別葉)

(6) 環境負荷低減の取組への支援

実施期間

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです

「作物名」は水稻、麦、豆、いも、野菜、なたね等を記入してください。(パソコンで入力する場合、、プルダウン選択できます。)

b 申辦日期

*必要に応じて欄を追加してください。

- ・「計画面積」は、畦畔、法面を含まない本地面積を、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

・「計画面積」は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります

c 活動の計画

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	100a	101a	101a	101a	101a	800 円/10a	8,000円	8,080円	8,080円	8,080円	8,080円	
冬期湛水	50a	50a	55a	60a	70a	4,000 円/10a	20,000円	20,000円	22,000円	24,000円	28,000円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	150a	151a	156a	161a	171a		28,000円	28,080円	30,080円	32,080円	36,080円	

* 計画面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価毎）に、a未満を切り捨てた値を記載すること。

* 計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

* 資源向上支払（共同）の活動期間の途中からみどり加算に取り組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり

*なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

(特定事業実施者のみ)添付書類

特定事業実施者の場合、添付書類

農業者の組織する団体の場合、規約など令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

一定の要件を満たす事業者の場合、一定の要件を満たし令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていることが分かる書類

環境負荷低減の取組の取組要件（増進活動※1、みどり加算共通）

※1 多面的機能の増進を図る活動の
i: 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

〈取組要件〉

以下の取組から1つ以上を選択して実施します。ただし、「多面的機能の増進を図る活動」として実施する場合、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

○長期中干し

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

○冬期湛水

- ① 栽培する主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。
- ② 2ヶ月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

- ① 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。
- ② 転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ③ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ④ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ⑤ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

○中干し延期

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

○江の設置等

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
 - ② 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積（a（※1a未満切り捨て））＝設置した長さ（m）として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とする。
 - ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
 - ④ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。
 - ⑤ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。
- ※魚類保護をする場合は、以下の①・⑤の要件を全て満たせばよいものとする。

参考：5割低減の取組（みどり加算）

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を慣行レベル※から5割以上低減する取組です。

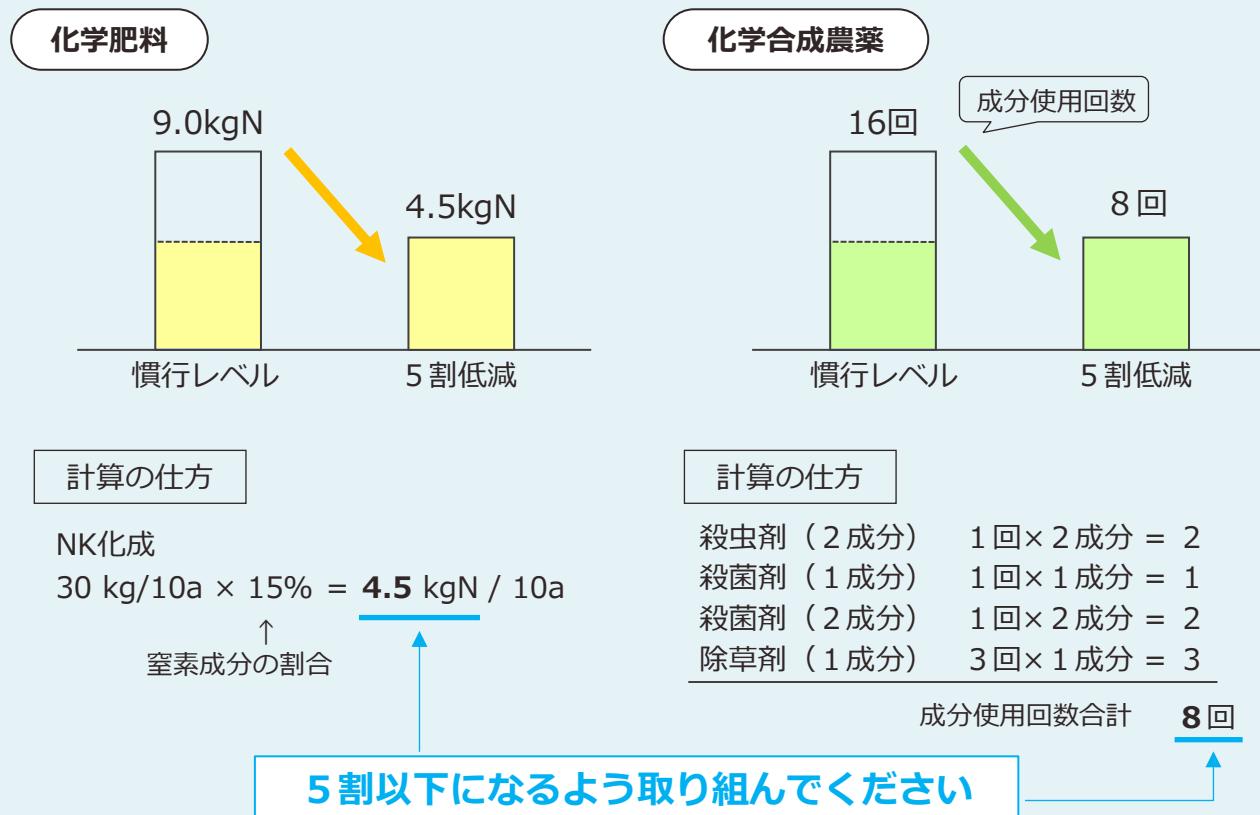
- ※「京都府における農作物栽培に係る慣行レベル」について
「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、京都府が地域の施肥・防除の実態を踏まえ、化学肥料及び化学合成農薬の使用量を品目ごとに設定したものです。詳細については、以下のサイトをご覧ください。
<https://www.pref.kyoto.jp/nosan/1210119719155.html>



【算定の仕方】

低減割合の比較に用いる慣行レベルは、個々の農業者の現行の施用量ではなく、京都府が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。
化学肥料は窒素成分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

～化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方～



4. 加算措置 組織の体制強化に対する支援(通称:活動支援班加算)【R7拡充】

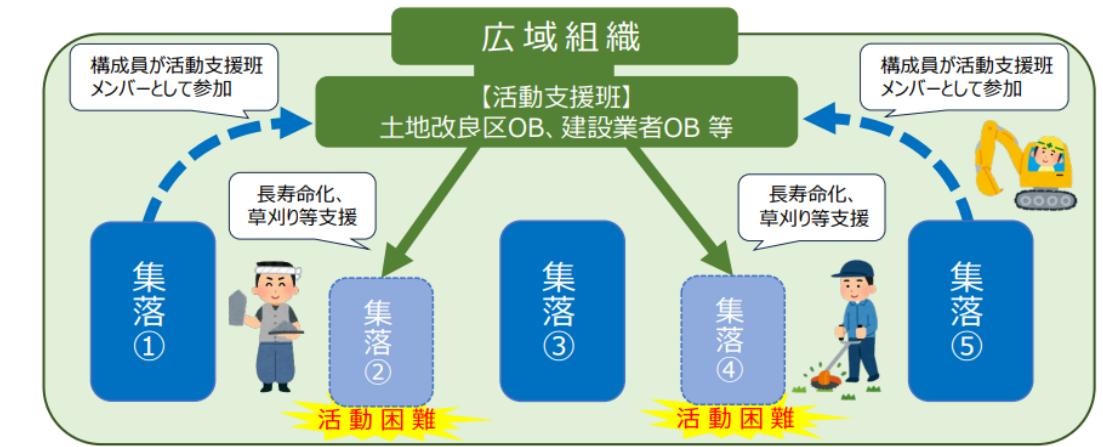
- ・広域活動組織を設立し、活動支援班（※）を設置する場合、40万円／広域活動組織を設立年のみ交付します。

※「活動支援班」とは

広域活動組織において、複数の集落をまたいで共同活動を行う班のことです。

活動支援班は、複数の活動組織の構成員で構成します。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 9 年度	400,000 円／広域活動組織

広域活動組織の設立及び活動支援班の設置を行う年度を記入してください。
交付は記入した年度の1年限りです。

交付額の算定方法 ②資源向上支払交付金（共同）への加算単価

【加算単価】

単位：円/10a

地目	増進加算 詳細は37ページ		田んぼダム加算 詳細は38ページ	
	①	② =①*0.75	③	④ =③*0.75
田	400	300	400	300
畑※1	240	180	-	-
草地※2	40	30	-	-

②、④：農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上支払交付金（共同）を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金（長寿命化）の対象農用地については、①、③に0.75を乗じた額を加算単価とする。

①、②：増進加算の適用期間は、加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

③、④：要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

※1 畑には樹園地を含みます。

※2 草地は、牧草専用地及び採草放牧地を指します。

単位：円/10a

取組	みどり加算 詳細は39ページ
	⑤
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等 (作溝実施)※3	4,000
江の設置等 (作溝未実施)	3,000

⑤：5年間以上実施した農用地は、⑤に0.75を乗じた額を加算単価とする。（実質、令和12年度以降の適用となります。）

※3 江の設置に作溝作業を伴う場合

【交付額の算出方法】

(1) (増進加算の例) 資源向上支払交付金（共同）の対象農用地面積に、地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a、畑:4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 増進加算の交付額の算出

田:5,000a × 400 円/10a = 200,000 円

畑:4,999a × 240 円/10a = 119,976 円

計: 319,976円

(2) (みどり加算の例) 資源向上支払交付金（共同）みどり加算の対象農用地面積（畦畔及び法面面積を含めない）に、取組別の交付単価を乗じて算出します。なお、毎年度の交付額は、当該年度の取組面積（実績）に対して支払われます。

(算定例)

対象農用地面積 長期中干し:5,000.4a、冬期湛水:4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

長期中干し:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

冬期湛水:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

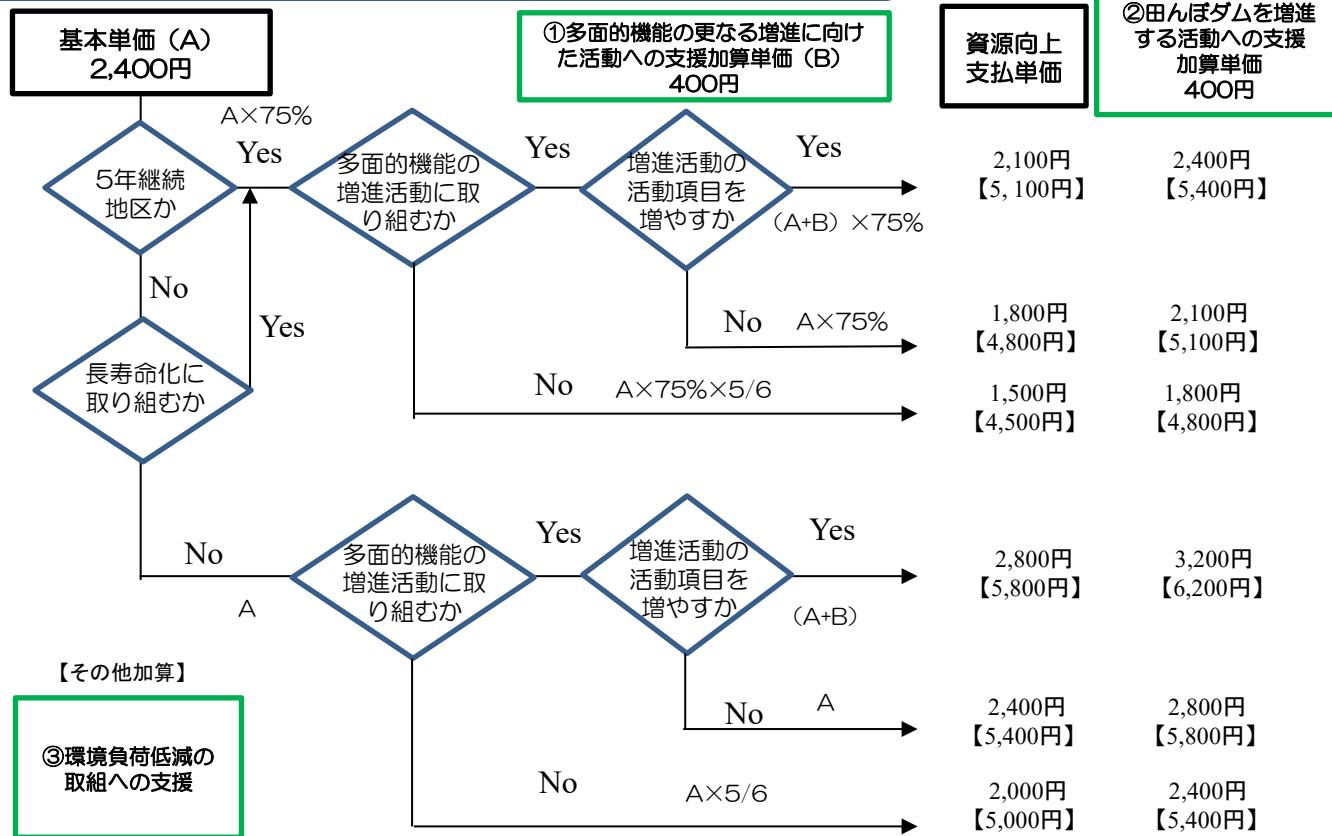
○ みどり加算の交付額の算出

長期中干し:5,000a × 800 円/10a = 400,000 円

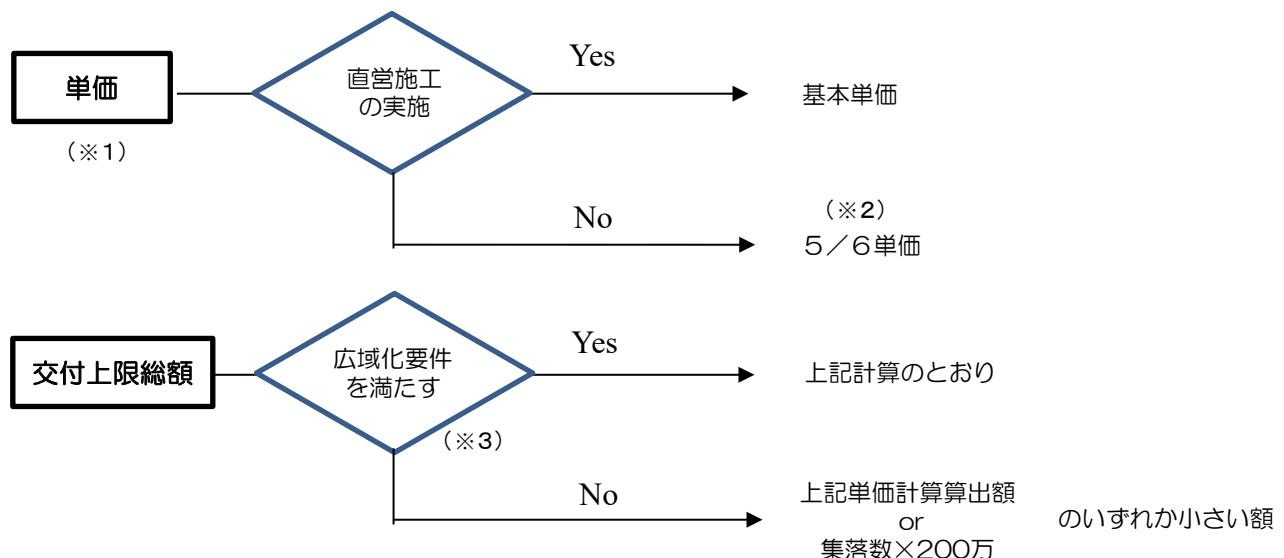
冬期湛水:4,999a × 4,000 円/10a = 1,999,600 円

計: 2,399,600円

資源向上支払交付金（共同）の単価フロー



資源向上支払交付金（長寿命化）の交付額の考え方



※1：単価は上限単価であり、各年度別途定めるもの

※2：ただし、令和6年度に広域化要件を満たす活動組織は、直営施工をしない場合であっても、同年度を含む当該活動期間中に限り基本単価を適用する

※3：中山間地域等で農用地面積が50ha以上又は3集落以上、その他の地域は農用地面積が100ha以上

6 (該当する場合)工事に関する確認書の締結

- 土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う場合は、当該所有者又は管理者と「工事に関する確認書」（様式第1－5号）を交わし、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。

(様式第1－5号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、○○活動組織（以下「活動組織」という。）と○○土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、○○に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に關して確認する。

記

(活動の対象となる施設及び内容)

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のIに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のIIに定めるとおりとする。

(工事の施行に関する条件)

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与える、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行ふものとする。

(その他)

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

○○地域資源保全会
○○県△△市○町○-○-○

代表 ○○○○

○○土地改良区

住所

理事長 ○○○○

農道等の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。

ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一緒に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能な場合がありますので、市町村と協議の上、調整を了したものについて、活動の対象とします。

また、河川法上の河川においても同様に対象外としています。

土地改良区等との協議内容に応じて、記載してください。

7 (該当する場合)長寿命化整備計画書の作成

- 工事1件当たり200万円以上の工事を実施する場合、該当する工事について、「長寿命化整備計画」（様式第1－4号）を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。

(様式第1－4号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

工事1件当たり200万円以上の工事がある場合、該当する工事については「長寿命化整備計画書」の作成が必要です。

組織名： ○○地域資源保全会

長寿命化整備計画書

<留意事項>
活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。
なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え方、1件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたり の概算事業費	備考
1	○○用水路	不明	-	土水路 幅○○mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.10km	令和4年度	280万円	
2	○○用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路 幅○○mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.02km	令和4年度	230万円	
3	○○揚水機	昭50年代	-	ゲート 幅○○mm 高さ○○mm	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。	補修材及び塗料を塗布。 水密ゴムを交換。	0.01km	令和5年度	210万円	

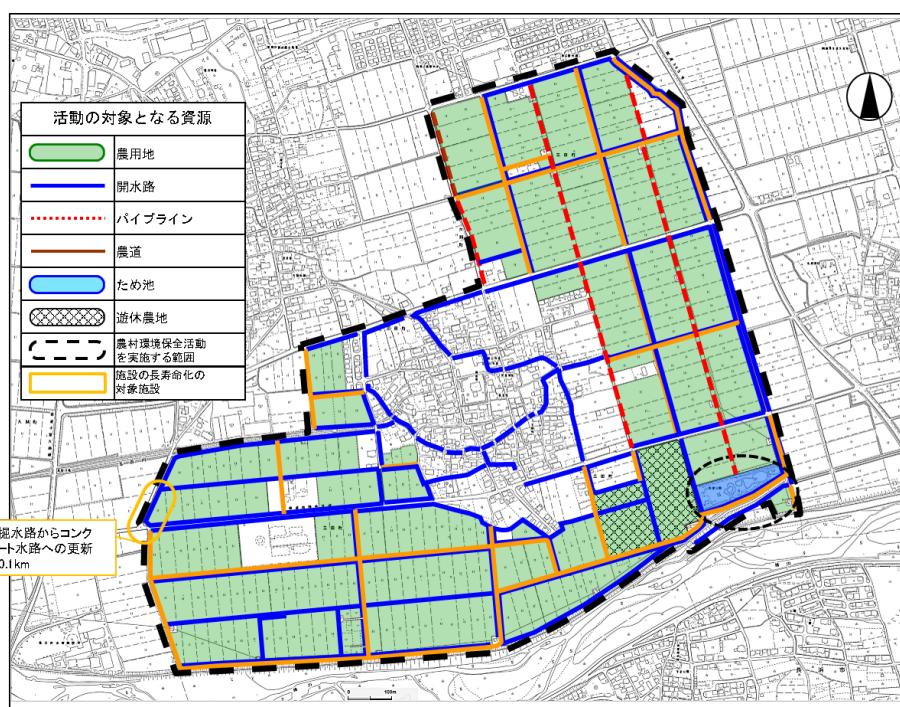
※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

「改修年度」は、施設の改修又は災害復旧等によつて更新が行われた最近の年度を記入してください。

「概算事業費」は10万円単位で記入してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。



長寿命化にかかる工事1件に関する京都府要綱基本方針での規定について

京都府では長寿命化工事1件について、府要綱基本方針にて次のように定めています。

○工事1件あたり200万円以上の工事実施を認める要件

- ・工事費が1件あたり200万円以上の対象施設について、その緊急度や予算規模等をふまえ、他事業での実施が難しい場合に限り京都府と市町村が協議のうえ、工事実施を認めます。

なお、他事業の検討にあたっては、組織の「地域資源保全管理構想」等に基づき、他事業での事業実施の可能性を検討する。

※200万円以上の工事実施が全て認められるわけではありません。

※200万円以上になる際には他の土地改良事業を検討すること。ただし、活動組織の自己負担金が不足する事由は理由にはなりません。

※機能診断の結果に基づき工事箇所を決定してください。

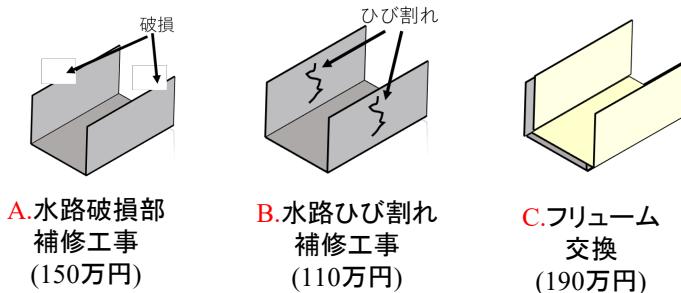
- ・緊急性が特に高い施設（ポンプ・ゲート）については、分離不可分であること、他事業での緊急的な対応も難しいことから、工事1件あたり200万円の制限は受けないこととしています。
- ・工種の異なる工事はそれぞれ工事1件とみなします。また、水路及び農道の幹線・支線の工事についても工種の異なる工事とし、それぞれ工事1件とみなします。
- ・工事がやむを得ない理由により変更増額となり200万円を超える場合は、当初契約金額の3割以内までの変更とし、200万円以上の工事を認めるものとします。
ただし、契約変更前に必ず「長寿命化整備計画」を市町村へ提出し認定を受ける必要があります。

※他の国庫事業の概要や実施の条件等については、市町村または京都府までお問い合わせください。

長寿命化に係る工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

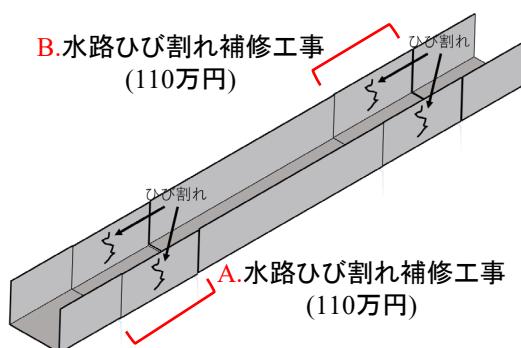
パターン① 異なる路線別に補修・更新工事を一括で発注(450万円)



【工事1件の考え方】
A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,B,Cとも作成不要。

パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修・更新工事を一括で発注(220万円)



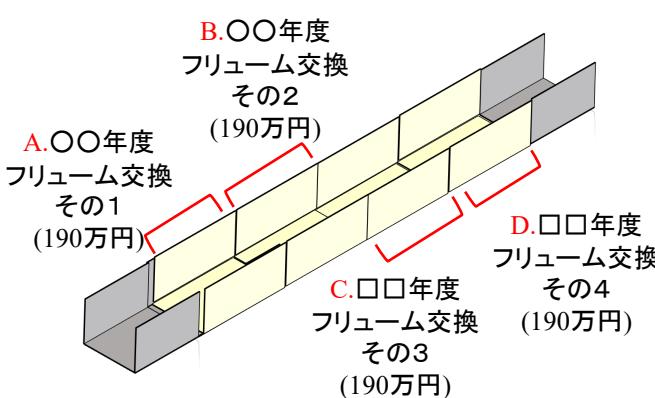
【工事1件の考え方】
工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,Bとも作成不要。

長寿命化整備計画書の作成が必要な場合

※原則、200万円以上の工事は、他事業による実施を検討すること

パターン③ 同一路線で水路の補修・更新工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



【工事1件の考え方】
連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
上記の考え方から作成が必要。ただし、1件当たり2百万円以上の工事を実施したい場合は、まずは他事業による実施を検討すること。

※イメージ図は、水路の補修工事の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

8 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)【R7追加】

- 令和7年度から、全ての活動組織が環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート(様式第1-11号)は、事業計画の認定申請時に「申請時(します)」の欄にチェックを入れ、事業計画書と併せて市町村長に提出する必要があります。

令和7年度が活動計画期間の途中である場合は、チェックシートのみをできるだけ速やかに提出(変更の届出)する必要があります。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面 クロスコンプライアンス



申請時(します)の欄にチェックします。

(様式第1-11号)

農林水産省様式
申請時記入日：令和7年4月
報告時記入日： 年 月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) チェックシート

組織名：○○地域資源保全会

(1) 適正な施肥	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)
「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)
全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者			
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)
多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)
多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)
活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)
全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者			
「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者			
関係法令の遵守			<input type="checkbox"/>
活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者			
正しい知識に基づく作業安全に努める		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)
全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く) 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をいう。

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

9 総会の開催

- 多面的機能支払交付金の実施に関する事項は、活動組織の規約に基づき、総会で決定し、議決事項は活動組織の構成員全員に周知する必要があります。

別記6－1 活動組織規約（例）に示す総会の開催

【設立総会】

はじめに設立総会を開催し、作成した規約（案）、役員（案）、事業計画（案）等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、議決を得る必要があります。

【通常総会】

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

【臨時総会】

通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- 構成員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 監査役が不正な事實を発見し、報告するために招集したとき。
- その他代表が必要と認めたとき。

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

総会開催から議決までの流れ

- あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日、開催方法等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 総会の招集を行います。招集に当たっては、規約で定める日までに（規約例では、開催の7日前まで）、書面にて会議の日時、場所、目的、審議事項を構成員に通知します。
- 総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
議事は、出席した構成員の過半数（特別議決事項にあっては3分の2以上）で決します。
議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行ってください。
- 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会後速やかに、規約で定める方法により（規約例では、総会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを構成員全員に配布する）構成員全員に確実に周知します。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- 総会は、規約に基づいて行います。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めてください。
- 採決に当たっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認してください。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録してください。
- 総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。
- 総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管してください。